

秋田公立美術大学研究生規程

平成25年4月1日
規程第96号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「本学学則」という。）第54条および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第46条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又は秋田公立美術大学においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(研究期間)

第4条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(入学志願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、入学検定料を納付するとともに次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 最終学歴校の成績証明書および卒業（修了）証明書
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(選考)

第6条 研究生の選考は、学長が行う。

(入学の許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(健康診断書)

第8条 第3条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、必要事項を記入した健康診断書を入学後速やかに学長に提出しなければならない。

(指導教員)

第9条 研究生の指導教員は、学長が決定する。

2 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設および設備を使用することができる。

(授業料等)

第10条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか研究に要する費用は、研究生の負担とする。

3 研究生の入学検定料、入学料および授業料の額ならびに徴収の方法は、公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第82号）の定めるところによる。

(研究報告)

第11条 研究生は、研究期間が終了したときは、研究報告書を指導教官を経て学長に提出しなければならない。

(研究証明書)

第12条 学長は、前条の規定に基づき研究報告書を提出し、研究が終了したと認められる研究生に対して、研究証明書を交付することができる。

(入学許可の取消)

第13条 学長は、研究生が本学学則、大学院学則もしくは諸規程（以下「学則等」という。）に違反したとき又は研究生としての本分に反したときは、学部教授会又は研究科教授会の意見を聴いて、第7条第2項に規定する許可を取り消すことができる。

(規程等の準用)

第14条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則等のうち学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

